

事務事業名		鉱業法・採石法関連事務		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業				
政策体系	政策名	014 潤いに満ちた快適な都市環境の創造		事業期間		予算科目				
	施策名	119 適正な土地利用の推進		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 昭和33 年度～)  <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 <b>【計画期間】</b> 年度～ 年度 <b>※全体計画欄の総投入量を記入</b>		会計 款 項 目 事業				
	基本事業名	011 土地利用の適正な規制と誘導								
根拠法令		鉱業法、採石法				事務事業区分				
所属	部課名	商工港湾部商工課		A 政策事業 B 施設整備						
	課長名	小松 哲		C 施設管理 D 補助金等						
	係名	商工係	電話	0192-27-3111	E 一般(A～D以外)					
	担当者	菊池 翔太	内線	111						
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 市内土地の有効利用・乱開発を防止を促進する。 〔市保有鉱業権の設定〕 申請中の試掘権を維持し、また、市保有の採掘権を更新し、計画的な土地利用を実施する。 ⇒ H24年度採掘権放棄済み、今後、申請中の試掘権も期限到来したごとに放棄の方針。 試掘権申請中 2件(H10年度に3件消滅、H23年度に3件放棄)、採掘権 0件(H24年度放棄) 業務内容 ①2年に1回採掘権の更新の申請(採掘権放棄済み、試掘権の期限到来ごとに権利放棄) ②県からの意見照会受理・回答 〔採石法における認可等の事務〕 採石法に基づき、採石業の認可等の事務処理を行う。 業務内容 ①岩石採取計画の認可 ②岩石採取計画の変更認可 ③岩石採取計画の変更						全体計画(※期間限定複数年度のみ)				
						<b>総投入量</b> (千円)	国庫支出金			
	都道府県支出金									
	地方債									
	その他									
	一般財源									
	事業費計 (A)	0								
	正規職員従事人数									
	延べ業務時間									
	人件費計 (B)	0								
	トータルコスト(A)+(B)	0								

## 1 現状把握の部(DO)

## (1) 事務事業の目的と指標

## ① 手段(主な活動)

## 前年度実績(前年度に行った主な活動)

- ・鉱業法に係る試掘権放棄(0件)
- ・採石法における変更認可申請(1件)、変更届(2件)、休止届(1件)
- ・災害防止パトロール(1回)

## 今年度計画(今年度に計画している主な活動)

- ・鉱業法に係る試掘権放棄に係る業務等
- ・採石法における認可事務
- ・災害防止パトロール

## ② 対象(誰、何を対象にしているのか)\*人や自然資源等

- ・市内岩石採取場
- ・市内土地

## ③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

- ・岩石採取場における災害を未然に防止する。
- ・市内の土地が乱開発されない。

## ④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

- ・計画的に秩序ある土地利用がなされる。

## (2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年度 単位	27年度(実績)		28年度(実績)		29年度(実績)		30年度(実績)		元年度(目標)		2年度(目標)	
		国庫支出金 千円	都道府県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	事業費計 (A) 千円	0	1	0	6	6	6
⑤活動指標	ア	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥対象指標	イ	件	2	2	0	4	0	0	2	2	2	2	2
⑦成果指標	ウ	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	カ	箇所	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	キ	km <sup>2</sup>	322.50	322.50	322.51	322.51	322.51	322.51	322.51	322.51	322.51	322.51	322.51
	ク												
	サ	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シ	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ス												

## (3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

乱開発防止のために昭和33年に鉱業権を設定した。

県の権限移譲により、平成20年度から採石法に関する事務が移譲された。ただし、登録に関する業務については引き続き県で行うこととなっている。

## (2) 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

鉱業権については、国において事務処理が進んでいない試掘権の処理を改善するため、現在申請のある試掘権に対し、継続の意志があるか等の調査を行うなど、事務処理を進める動きが活発になっている。

平成24年度に採掘権2件を放棄。8件あった試掘権も平成10年度に3件が期間満了により自然消滅、平成23年度に3件放棄し、残りの2件も順次権利放棄する方針。

## (3) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

採掘権について、東北経済産業局からは「今後採掘の計画がないのであれば放棄すべき」との意見が寄せられている。

平成28年度に盛川内水面漁業振興協議会が設置され、盛川漁協より「採石業者が濁水を放出した場合における指導強化を要請されている。

## 2 評価の部(SEE) \*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】	採石法によって規制することにより、計画的に秩序ある土地利用に繋がる。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】	乱開発防止は、公害防止にも繋がることを考えると、一般市民もその点で恩恵を受けるものと解される。採石法により災害を防止することは、一般市民の安全を確保することに繋がるため妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】	水源確保などの目的で市有鉱業権を設定し、乱開発防止と土地の有効利用を図っていたが、市として試掘・採掘の予定がないことから試掘・採掘の予定がない鉱業権を放棄することが妥当である。採石法については、市内のすべての岩石採取場を対象としているので適切である。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】	採石法は現在、登録に関する業務が県に残ったままであり、県、市のいずれかに集中させることで、成果を向上させることができる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】	採石法の事務を廃止し無認可で操業させることは、災害を誘発させることに繋がるため、非常に危険である。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	事業費は研修等に係る駐車料金のみのため、削減余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	鉱業権の設定は、業務内容が簡易なものではないので、正規職員が取り組むのが妥当である。採石法については、市内に対象事業者が少なく、事務処理作業も数年に1回しかないので、事務処理内容についてはかなりの日数を要するため、効率が悪い状況である。県へ事務を返還することで、より効率の良い事務処理を行うことが可能となる。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】	乱開発防止は、公害防止にも繋がることを考えると、一般市民もその点で恩恵を受けるものと解される。採石法により災害を防止することは、一般市民の安全を確保することに繋がるため妥当である。
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？			

## 3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

## (1) 改革改善の方向性

- 1 現状維持
  - 2 改革改善(縮小・統合含む)
  - 3 終了・廃止・休止
- 

## (3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

鉱業権については、市で所有する権利(試掘権・採掘権)を順次放棄していくこととしており、今後は委任事務の返還を含めた検討、県との調整が必要である。

## (2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。  
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	×
	低下	×	×	×

## 4 課長等意見

## (1) 今後の方向性

- 1 現状維持
- 2 改革改善(縮小・統合含む)
- 3 終了・廃止・休止

## (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

市内土地の有効利用・乱開発を防止に繋がっている。継続して事業を行う。